

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	棗地区(為寄、石畠、田ノ頭、中山、石新保、石橋、浜別所、両橋屋、市ノ瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や個人経営体が担っている。
【主要作物】水稻、ウメ、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】傾斜が大きい地域では、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。農業者の高齢化が進んでおり担い手の確保が課題となっているが、採算が合わず経営継承は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や個人経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻中心に、転作作物と園芸品目を組み合わせて栽培していく。園芸作物の栽培を行い、遊休農地の解消を図っていく。 為寄:みょうが、みかん、レモン、プラム等 石新保:麦、野菜、飼料用としてトウモロコシの栽培を検討 浜別所:ウメ、野菜
【その他】今後も後継者のいない農地が増えることが予想されるため、地域外農家や新規就農者を積極的に受け入れ、農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	114.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	20.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
できる限り現状を維持しつつ、後継者のいない農地が出てきた際には、集落内で話し合い受け手の作業効率に配慮しながら集約化して貸し出すこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
為寄、石畠、田ノ頭、中山、石橋、浜別所、両橋屋、市ノ瀬、柳原：集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。石新保：集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
為寄、石橋、浜別所、両橋屋、市ノ瀬、柳原：圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。田ノ頭、中山、石新保：現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。 農地整備がされておらず、機械が入れない場所があり担い手の確保は難しい状況。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
為寄、石橋、浜別所、両橋屋、市ノ瀬、柳原：活用できないか検討していく。石畠、中山：農薬散布を委託している。石新保：草刈り、収穫、農薬散布を委託しており、今後も活用していきたい。田ノ頭：既に草刈り、農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①鳥獣害(シカ)の被害が大きいため電気柵、防護柵等の対策を実施している。平成24年に市ノ瀬町イノシシ駆除協議会、平成31年には田ノ頭町イノシシ駆除協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネットの設置等により鳥獣害防止対策を行う。②田ノ頭：今後有機農業を取り入れる。⑤為寄：みかん、レモン、プラム等の栽培を行っていく。石畠、浜別所、市ノ瀬：ウメの栽培を行っていく。⑦田ノ頭、中山：保全・管理を行っていく。石新保：休耕地として年2～10回トラクターをかけている。藁地区：農地・水保管理支払交付金を活用し、防草シートをはり、草刈作業の労力軽減を図っていく。⑧石畠：育苗ハウスの建設を検討する。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

4 変更申請経歴

・農業を担う者の追加 1名(1筆) (令和7年9月)
